

**地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費**

(令和3年度三木町一般会計決算に係る明示)

地方消費税交付金の引上げ分については、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。)に要する経費に充てるものとする」旨地方税法に明記された。この趣旨を踏まえ、引上げ分の地方消費税交付金を全て社会保障施策に要する経費に充てるものとする。

(歳入)

・地方消費税交付金 633,232 千円  
 内 地方消費税交付金(社会保障財源化分) (364,891 千円)

(歳出)

【地方消費税交付金(社会保障財源分)が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	地方債	その他	社会保障財源化分の地方消費税交付金	その他	
社会福祉	重度心身障害者等医療費扶助事業	105,988	37,712	0	692	14,166	53,418
	障害福祉サービス事業	480,376	359,339	0	0	25,371	95,666
	ひとり親家庭等医療費扶助事業	22,133	10,184	0	0	2,505	9,444
	乳幼児医療費扶助事業	52,260	22,124	0	0	6,317	23,819
	子育て支援医療扶助事業	63,571	0	0	0	13,325	50,246
	保育所児童運営費【私立保育所分】	587,948	394,627	0	48,078	30,444	114,799
	保育所(運営)事業【公立保育所分】	92,896	2,305	0	17,189	15,386	58,016
	小規模保育事業	35,051	20,192	0	4,737	2,122	8,000
社会保険	介護保険事業	481,377	34,798	0	0	93,608	352,971
	国民健康保険事業	243,410	126,321	0	0	24,543	92,546
	後期高齢者医療事業	461,783	68,426	0	12,374	79,858	301,125
保健衛生	保健事業	45,633	1,233	0	13	9,304	35,083
	予防接種事業	46,117	0	0	0	9,667	36,450
	インフルエンザワクチン接種事業	23,821	0	0	0	4,993	18,828
	母子保健事業	38,541	8,645	0	0	6,266	23,630
教育	幼稚園運営管理事業【公立幼稚園分】	141,177	24,406	1,300	482	24,103	90,886
	私立幼稚園補助事業【私立幼稚園分】	43,444	29,549	0	0	2,913	10,982
合計	2,965,526	1,139,861	1,300	83,565	364,891	1,375,909	

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。